

# 『地方公務員のための退職等年金給付 一問一答』

## 正誤表

〔該当箇所〕 28 頁 経過的職域加算額(障害共済年金)の(注)(3)

(誤)

算定に用いられる組合員期間は、障害認定日の属する月(事後重症の場合は請求日の属する月)までとなります。

(正)

算定に用いられる組合員期間は、障害認定日の属する月までとなります。